



柏市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき柏市職員措置請求に係る監査を行ったので、その結果を別紙のとおり公表します。

平成30年 8月10日

柏市監査委員	下	隆	明
柏市監査委員	高	田	幸
柏市監査委員	古	川	隆
柏市監査委員	田	中	晋

1 請求の受理

本件請求は平成30年6月13日付けで收受し、同年6月20日付けで補正された。

所要の法定要件を具備しているものと認め、同年6月28日にこれを受理した。

2 監査の実施

(1) 監査を実施した監査委員名

下 隆 明

高 田 幸 男

古 川 隆 史

田 中 晋

(2) 請求人の陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し陳述の機会を付与したところ、請求人から陳述に出席しない旨の回答があったことから実施しなかった。また、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

(3) 請求の要旨

(「柏市職員措置請求書(補正)」の原文のまま記載。ただし、個人情報にかかると部分は非公表とした。)

柏市長に対する措置請求の要旨

1 請求の要旨

「秋山浩保柏市長は、柏市立柏高等学校A元教諭が平成29年7月5日から同年11月22日の間に受けた出張命令及び職務専念義務免除承認は理由がないから、当該期間の支払い給与は不当利得になるので返還請求せよと勧告することを求めます」

1. 平成29年7月5日出発から同年同月28日帰着の出張命令9件(15日分)

不当の理由：①委託派遣依頼者の千葉県バレーボール協会はいわゆる権利能力なき社団であるが、市立柏高校内で適格性を審査した記録が存在しないため、委嘱派遣目的と派遣との具体

的な関連性が明らかにされておらず審理も尽くされているとはいえないので公益上の必要性が明らかになっていない②B元校長は千葉県バレーボール協会の副会長であり委嘱派遣依頼者と受け手が同一人物であり、一般常識にも反する不自然なものである③発行日平成29年6月25日（日曜日）発行，同月28日（水）高校受付，7月5日（水）県立柏井高校へ出張と，中4日が出張命令がでるのは不自然である

損害：当該期間（7月5日，12日，13日，14日，18日，19日，20日，21日，22日，23日，24日，25日，26日，27日，28日）の日数分給与・旅費・手当・その他出張でなければ支払われなかったはずの時間外勤務手当。時間の記述もあるが，そもそもC議員の一般質問によって整えられた書類であること，服務整理簿は随時記入修正が可能であること，本庁のように電磁的な改竄不能な勤務記録ではないことから勤務時間が明らかになっているとは言えないので，全日とするべきである。（茅ヶ崎商工会議所事件 差し戻し高裁判決）

2. 平成29年7月28日出発から同年10月3日帰着の出張命令17件（32日分）

不当の理由：①依頼者は千葉県教育委員会教育長であるが，「県から強化を頼まれた」から出張を認めた（毎日新聞）というが，それ以外に市立柏高校内で審査した記録が存在しないため，依頼目的と派遣との具体的な関連性が明らかにされておらず審査も尽くされているとはいえないので公益上の必要性が明らかになっていない②市教育委員会は「校長が業務に支障がないと判断した」（毎日新聞）というが，男子バレーボール部の別の指導職員の教員特殊業務実績は7月から11月の間，6時間以上の日数が平均8日を超えている。また，通常時より増加していることから，他職員の負担が増しているといえ，業務に支障がなかったとは言えないと考えられる③また，市教育委員会は「県代表監督として経験を積み，優秀な選手が市立柏高に集まる可能性がある」（毎日新聞）ともいうが，該当する文

書は不存在で方便でしかない

損害：当該期間の日数分給与・旅費・手当・その他出張でなければ支払われなかったはずの時間外勤務手当。時間の記述もあるが、そもそもC議員の一般質問によって整えられた書類であること、服務整理簿は随時記入修正が可能であること、本庁のように電磁的な改竄不能な勤務記録ではないことから勤務時間が明らかになっているとは言えないので、全日とするべきである。(茅ヶ崎商工会議所事件 差し戻し高裁判決)

3. 平成29年8月11日付，同年9月27日付の職務専念義務免除承認2件（8日分）

不当の理由：2. と同様

損害：2. と同様

4. 平成29年9月12日付，同年11月21日付の職務専念義務免除承認2件（2日分－2時限分）

不当の理由：2. と同様。加えて結団式と解団式であり監督指導と関係がない。また9月14日木曜日，11月22日はそれぞれ4時限分と3時限分の授業があったため，勤務に支障がなかったとは言えない。

損害：2. と同様。ただし11月22日は9月議会の後でもあるし，内外の監視下にあつて敢て加筆修正することはないであろうから，勤務時間は明らかと思われるので，全日とせず午前の2時限は出勤とみなしてよい。

5. 柏市長の責任について

教育委員会の独立はいわゆる「一日校長事件」で判示されているところである。一方「著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合」は介入し得るものとされている。

本件は柏市議会において2度一般質問がなされており，新聞各紙も取り上げている。

「そも，出張命令及び職務専念義務免除承認に理由があったのか」を市長自ら検証するか検証を指示する機会があったにもかかわらず漫然

と放置した責任は重い。さらに，本事案は柏市政において前代未聞であるから，本住民監査請求は地方財務行政の適正な運営確保という本来目的を逸脱しておらず，原因行為の住民監査請求は濫用にあたらぬ。

以上

2 請求者 (略)

右(上記)地方自治法第242条第1項の規定により，別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

平成30年6月20日

柏市監査委員 あて

(4) 監査対象部署

教育委員会学校教育部教職員課及び市立柏高校

(5) 関係職員の調査

平成30年6月29日から同年8月8日までの間，市立柏高校の出張命令と職務専念義務免除の承認に係る事務の関係書類の調査を行い，教職員課及び市立柏高校の職員に対し聞き取り調査を実施した。

(6) 関係職員の陳述

平成30年7月27日，関係職員から本件請求に係る事実関係の説明を受けるとともに，意見を聴取した。

(7) 関係人調査

千葉県教育庁及び千葉県バレーボール協会に対し，地方自治法第199条第8項に基づく書面による調査を行った。

3 監査の結果

(1) 請求に係る事実の確認

ア 出張命令について

出張とは、柏市職員旅費支給条例第2条により、職員が公務のため一時在勤公署を離れて旅行することをいう。

出張命令は、同条例第4条、柏市立高等学校管理規則第55条及び柏市立高等学校職員服務規程第8条により、校長が命じ、教員は出張を命じられたときは、出張命令簿にその命令を受領した旨の確認印を押さなければならず、かつ、出張から帰校したときは復命しなければならない。

本監査の対象となる出張命令簿から、校長による命令であること、校長に復命がなされていること、その他必要事項が記載されていることを確認した。

イ 職務専念義務の免除について

地方公務員法第35条に定める、「職務に専念する義務」の特例であり、柏市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条、同規則第2条に基づき、任命権者の承認を得た場合に認められる。

柏市立高等学校管理規則第54条の2及び柏市立高等学校職員服務規程第15条により、職務専念義務免除承認申請書を校長に提出し、その承認を受けなければならない。

本監査の対象となる職務専念義務免除承認願から、校長の承認を受けていることを確認した。

エ 千葉県バレーボール協会の役割について

第72回国民体育大会実施要領の総則に、「選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）と体育（スポーツ）協会会長（代表者）が代表として認め、選抜したものであること。」と規定されていることから、千葉県バレーボール協会は、同大会の千葉県選手団バレーボール競技の監

督の選考に関わっていることを確認した。

(2) 関係職員の説明

教育委員会学校教育部の陳述及び聴取した説明等の要旨は下記のとおりである。

ア 平成29年7月5日出発から同年同月28日帰着の出張命令9件（15日分）

不当の理由①について、同大会千葉県選手団バレーボール競技の選手・監督は、千葉県バレーボール協会・千葉県高校体育連盟バレーボール専門部で選考され6月頃に依頼文が發送される。その後競技力向上委員会で確定し、千葉県から7月頃に依頼文が發送される。

市立高校といえど、部活動においては県の各種大会に参加する立場である。A元教諭が県の依頼で出張することについても、公益上の必要性があったと考えている。

不当の理由②について、B元校長がA元教諭の監督選出を推薦したものではないので、不自然な点はない。

不当の理由③について、千葉県からの文書が直前に届くことはよくあることで、中4日で対応することは特に不自然なものではない。

損害について、出張命令の手続きは規則等に基づいており、旅費は全て主催者が負担するため支出していない。よって給与、旅費の支出は適正である。

イ 平成29年7月28日出発から同年10月3日帰着の出張命令17件（32日分）

不当の理由①について、部活動関係の出張、職務専念義務免除については、県からの依頼があれば、その依頼については協力していく意向である。本校は、スポーツ科学科が設置され、部活動が大変盛んな学校である。そして本校は柏市の高校であるが、各種大会については、柏市のみで完結しているわけではなく、県内の高校の一つとして各種大会に生徒が参加し、職員はその運営に携わっている。地区及び県の大会は、更に関東大会、全国大会へとつながっている。本校が部

活動において活躍する条件として、専門性の高い顧問（指導者）の確保が欠かせないが、その指導者は、県から割愛（他の自治体等へ籍を移すこと）で本校に異動してきており、彼らは、県の常任理事等として大会の運営等に携わる役員となっている。そのため、県からの依頼には基本的に応じる必要性があると考えている。

不当の理由②について、A元教諭は男子バレー部の顧問となったが、主に活動をみる主顧問をサポートする補助的立場であったため、バレー部顧問としての業務に支障がないとした校長の判断は妥当であると考えている。

不当の理由③について、A元教諭は市立柏高校から退職したため、調査・検証はしていないが、他の部活の実例や一般論でいえば、優秀な顧問のもとでより高い目標を達成することを希望して学校を選択する生徒が少なくないことは確かであると考えている。

損害について、出張命令の手続きは規則等に基づいており、旅費は全て主催者が負担するため支出していない。よって旅費の支給は適正である。給与について、8月は学校出勤がないため、9月に給与等を支給する際に8月分の通勤手当を支給しておらず、適正である。

ウ 平成29年8月11日付、同年9月27日付の職務専念義務免除承認2件（8日分）

不当の理由について、承認権者であるB元校長の判断で承認しており、適切である。

損害について、職務専念義務免除の承認を受けているので、給与支給は適正である。

エ 平成29年9月12日付、同年11月21日付の職務専念義務免除承認2件（2日分－2時限分）

不当の理由について、監督として同大会千葉県選手団の結団式・解団式に出席するために職務専念義務の免除を認めた校長の判断は妥当であったと考える。様々な事情で授業を自習にしなければいけない場合に備え、教育活動に支障が出な

いよう互いに補い合うことのできるシステムが学校では構築されている。

損害について、職務専念義務免除の承認を受けているので、給与支給は適正である。

オ 柏市長の責任について

教育委員会学校教育部として、市長の責任について発言する立場にない。

(3) 判断

本件請求で主要な論点となるのは、公益性をどのように考えるかということである。本市、千葉県、千葉県バレーボール協会、千葉県立柏井高等学校など、それぞれの立場によって公益性の捉え方が違ってくる部分はあるが、本市にとって公益性があったかどうかの問題の本質といえる。

関係職員の主張によれば、その公益性は市立柏高等学校に国体監督を務める優れた指導者が在籍し、その指導を受けられることで、部活動のレベルが向上し、その活躍により市立柏高等学校の知名度や魅力が上がり、入学希望者の増加などの期待が持てることにある、とのことであった。

これは一般論として十分理解できる主張であり、本市を含め、数は少ないが千葉県下で市立高等学校を抱える地方公共団体においては、その特色を出すための努力が各方面でなされている。市立柏高等学校についても同様であり、優秀な教員を招へいすることにより入学希望者増加等を期待することには十分に理由があると考えられる。

請求人は「該当する文書は不存在で方便でしかない」と主張し、関係職員も該当する文書が存在しないことは認めるが、このことだけをもって、関係職員の主張を全て否定することはできず、よって請求人の主張は認められない。

A元教諭には、本来であれば国体監督としてではなく、市立柏高等学校の教育活動に優秀な能力を注ぐことが期待されるべきであろう。しかし、本市単独で市立柏高等学校の教職員を採用、育成することが困難なことから、千葉県教育委員会の人事

配置を考慮しながら市立柏高等学校に優秀な教職員を確保している現実があるので、公益性の解釈を巡って本件請求人が抱くような疑念を本市市民が持つことがないように努めるべきである。

そのためには、本市教育委員会が市立柏高等学校の将来像について明確なビジョンを打ち出し、市民に対して明確な説明ができるようにすることが必要であると考えます。加えて、市立柏高等学校の管理職を中心とする教職員には、同校在職中は本市が給与を負担をしていることを肝に銘じ、学校教育指導方針に掲げられている崇高な理念の実現に向けて、同校の教育活動向上に一丸となって取り組むよう強く求めたい。

この他、請求人は、千葉県バレーボール協会から委嘱派遣依頼を受ける公益上の必要性が明らかではないこと、市立柏高等学校の校長が副会長を務める千葉県バレーボール協会から依頼を受けることは不自然であること、出張命令に要する期間が短く不自然であること、千葉県からの依頼を受ける公益上の必要性が明らかではないこと、通常業務への支障がなかったとは言えないこと、結団式と解団式は監督指導とは関係ないことなどを主張するが、いずれも違法性・不当性を立証するには根拠が乏しいといわざるを得ない。

これらのことから、総合的に判断すれば公益性はあったものと解される。

また、出張命令や職務専念義務免除の承認手続きなどの事務手続きは条例等に規定された要件を具備しており、違法・不当な行為とはいえない。よって、これら原因行為に基づいて執行された財務会計行為（給与等の支給）に、違法性若しくは不当性はなかったものと結論づける。

以上のことから、本件住民監査請求には理由がないので、これを棄却する。